

医学適性検査を含む 健康診断が勤務時間となる!

国労の要求実現 来年度からの医学適性検査から

国労が以前から要求していた健康診断を勤務時間とすべきだと言う主張が一部ですが実現されました。定期健康診断で医学適性検査や特殊健康診断を含むものが労働時間となります。自己の時間で受診する場合は、超勤となり、受付から問診終了までが労働時間となります。実施は来年度からです。

国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部

編集責任者：寺崎 浩